

新宿区公契約条例に関するアンケート 集計結果

アンケート実施期間：令和4年7月～令和4年9月

事業者向け【対象事業者数：159者、回答件数：40件】 回答率25.1%

労働者向け【対象労働者数：795者、回答件数：135件】 回答率17.0%

全体 【対象者数：954者、回答件数：175件】 回答率18.3%

アンケート集計結果概要

【事業者向け】

- 労働報酬下限額の労働者への周知方法については、「口頭で伝えた」との回答が最も多く、「書面を交付した」、「書面を掲示した」との回答が続いて多かった。
- 公契約条例に関して、97.5%の事業者は労働者から相談や質問、苦情等はなかったとの回答であった。
- 公契約条例の適用案件となったことにより、労働環境の整備に効果があったと思うかとの問いについては、「どちらともいえない」との回答が最も多く、「そう思わない」との回答と合わせると全体の57.5%を占めた。
- 公契約条例の適用案件となったことにより、労働者の労働意欲が向上したと思うかとの問いについては、「どちらともいえない」との回答が最も多く、「そう思わない」との回答と合わせると全体の74.4%を占めた。
- 公契約条例の適用案件となったことにより、業務の質が向上したと思うかとの問いについては、「どちらともいえない」との回答が最も多く、「そう思わない」との回答と合わせると全体の72.5%を占めた。
- 公契約条例の適用案件となったことにより、他の案件と比べて労働者に支払う金額が増加したと回答した事業者は37.5%であった。62.5%の事業者は変わらないとの回答であったが、減少したと回答した事業者はいなかった。
- 現在の労働報酬下限額は妥当と思うかとの問いには67.5%の事業者が妥当であると回答した。
- 労働報酬下限額を設定することによる効果に期待する意見がある一方、設定するのであれば委託金額に反映させることを求める意見もあった。

【労働者向け】

- 公契約条例の適用案件では、労働報酬下限額以上の報酬が保証されていることを「知っている」と回答した労働者は68.2%であった。また、どのようにして知ったかとの問いについては、「勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った」との回答が最も多かった。
- 公契約条例の適用案件の労働者は条例に違反する事例があれば区などに申し出ることができることを「知っている」と回答した労働者は56.4%であった。また、どのようにし

て知ったかとの問いについては「勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った」との回答が最も多かった。

●労働報酬下限額以上の報酬が保証されることが労働意欲の向上につながるかとの問いについては、「そう思う」との回答が66.7%を占めた。

●労働報酬下限額以上の報酬が保証されることが業務の質の向上につながるかとの問いについては、「そう思う」との回答が60.8%を占めた。

●物価高等に対応するため、労働報酬下限額の上昇を望む意見が多くみられる一方、公契約条例の存在意義自体に疑問を投げかける意見もみられた。